

# 平成30年度山口県知的障害者福祉協会部会研究報告書

部会名（支援スタッフ研究会）岩国・柳井圏域代表者名（矢野 慶実）

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |             |     |             |        |
|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|-----|-------------|--------|
| 研究課題       | （圏域会議：H30.7.26）<br><br>・高齢化・重度化に伴う利用者の事故防止、虐待防止対策を考える                                                                                                                                                                                                                           |             |     |             |        |
| 研究のねらい     | （圏域会議：H30.7.26）<br><br>◇ 各施設での現状、取り組み等を発表してもらい、今後の支援の在り方を探る。                                                                                                                                                                                                                    |             |     |             |        |
| 部 会<br>開 催 | 回                                                                                                                                                                                                                                                                               | 開 催 日       | 場 所 | 会 場 名       | 備 考    |
|            | 1                                                                                                                                                                                                                                                                               | 7 月 26 日    | 岩国市 | 若葉園会議室      | 13 名参加 |
|            | 【内容】（圏域会議）<br>・各施設における利用者の事故報告、ヒヤリ・ハット等の取り組みを基に、事故防止、虐待防止を踏まえたより良い支援の在り方を探る。<br>⇒高齢化・重度化に伴い、各施設とも転倒による骨折、異食、誤薬など、様々な事故が起きており、頭を抱えているのが現状。マニュアルの見直しやハード面の改善、リスクマネジメントの構築、見守りの強化など、「命を守る」ことを大前提に支援にあたることが大切である。<br><br>・講師（森岡剛史氏：山口県相談支援専門員協会）による講演を聴き、今後の支援に役立てる。（講演内容：添付ファイル参照） |             |     |             |        |
|            | 回                                                                                                                                                                                                                                                                               | 開 催 日       | 場 所 | 会 場 名       | 備 考    |
|            | 2                                                                                                                                                                                                                                                                               | 9 月 5 日～6 日 | 山口市 | 山口県社会福祉会館   |        |
|            | 【内容】省略                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |     |             |        |
|            | 回                                                                                                                                                                                                                                                                               | 開 催 日       | 場 所 | 会 場 名       | 備 考    |
|            | 3                                                                                                                                                                                                                                                                               | 1 月 22 日    | 岩国市 | 若葉園 地域交流ホーム | 12 名参加 |
|            | 【内容】（圏域会議）<br>・保護者への質疑（優先順位：添付ファイル参照）<br><br>・「支援困難事例を考える」～A さんへの支援を考える～<br>⇒実際に A さんにお会いしているわけではないし、アセスメントシート、フェイスシートの整合性に欠ける面もあるので、A さんにとって最適な支援とは言えないかも知れないが、以下のような支援が考えられる。<br>・体重を標準体重に近づけたいとあるので、そのためには摂取だけでなく、便秘も改善する必要がある。排便の習慣性を身に付けるためにも、排便のチェック                      |             |     |             |        |

|  |   |                                                                                                                                                                                                                                                              |     |           |    |
|--|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|----|
|  |   | <p>ク表を作り、定期的な排尿、排便を促す。また、食物繊維を多く含むジュースや飲むヨーグルトなどを提供。好きな食べ物ならある程度食べる速さも改善されるであろうから、食事内容の改善も必要と思われる。食事時間の理解も必須なので時計やタイマーを使って、時間を意識させる。食後に洗濯物を干すというプログラムにすれば、より食事時間の短縮につながるのではないかな。</p> <p>いずれにせよ、Aさん、保護者、医師、看護師、栄養士、支援員らの要望、意向等を吟味した上で、総合的な支援が成されるのが理想である。</p> |     |           |    |
|  | 回 | 開催日                                                                                                                                                                                                                                                          | 場所  | 会場名       | 備考 |
|  | 4 | 2月14日                                                                                                                                                                                                                                                        | 山口市 | 山口県社会福祉会館 |    |
|  |   | 【内容】省略                                                                                                                                                                                                                                                       |     |           |    |

## 「支援の現場で今起こっていること」

～虐待や差別の防止、意思決定支援について考える～

山口県相談支援専門員協会

理事 森岡 剛史

(山口県相談支援アドバイザー)

平成30年7月26日（木）支援スタッフ研究会

## 本日の内容

1. 支援スタッフ研究会の目的
2. “虐待”について考える
3. “差別”について考える
4. まとめとして

2

## 『支援スタッフ研究会』目的

支援スタッフ研究会は、既設の各部会とは異なり現場スタッフの種別横断的な委員会であり、**支援者の視点**から様々なテーマで研究に取り組んでいます。

～中略～

自分達の支援を振り返り、より良い支援に繋がるよう**現場スタッフの意見交換の場、交流の場、そして育成の場**としての役割も担っていく必要があります。近年では、特に支援の中の**グレーゾーンの検証**に力を入れており、現場で出たグレーと思われる部分を、弁護士や学識経験者、管理者、支援者それぞれの立場から検証をして、利用者にとってより良い支援、環境が作れるよう研究会を開催しています。

～中略～

種別横断的な部会ということで共通のテーマを探すのは難しいですが、**利用者支援**という目的のもと今後も幅広い視点で研修を計画し、支援スキルの向上、意識改革に取り組んでいきます。

山口県知的障害者福祉協会HP「支援スタッフ研究会長のメッセージ」より、一部抜粋  
<http://yamaguchi-aid.com/cms/page117.html>



由宇駅





支援のもとになるのは

**"アセスメント"**

支援者として、視点をしっかりと持つことで初めて**グレーゾーン**に気づくことができます。



支援の応用を考えるうえで大切になるのは基礎的な視点となります。支援スタッフ研究会は、様々な職種・部門の視点が共有できる素晴らしい機会となります。

本日の研修会を有意義に！



**"虐待"について考える**

“居室”とは？  
「本人の部屋？」

“虐待の芽”はどのようにして生まれる？

“**当たり前**”の中に虐待は潜む







## 無関心は虐待に加担している

壁や床を隔てた隣人が、虐待の声や音に対して**“無関心”**に生活している所を描き、その隣人の手が虐待を受ける子供の手や服を掴む事で、虐待に無関心でいる事は**“虐待をしている事と同じ”**だと表現しています。

虐待をしている人に『虐待は辞めよう！』と呼びかけるのではなく、『虐待の気配に気付いたら放っておかないで下さい』と、**“周囲の人に”**訴えかける事で、虐待の被害を減らす事を目指して作られている。



“差別”について考える

こんな場面ありませんか？



## そもそも・・・“差別”とは？

辞書で言葉を調べてみると

「**取扱いに差をつけること。特に、他よりも不当に低く扱うこと**」（大辞泉）となっています。



差別解消法 = 差別の解消？

つまりは・・・差別の解消とは、

“特別視をしない”こと？

## 差別解消法が目指すもの

法律を作って障害を理由とした差別をなくしていくとしても、取り組みが、バラバラでは意味がない。

実際に差別解消における取り組みは、雇用・教育・医療・交通などあらゆる場所が必要となる。

良くある話ですが、高齢や障害など、対象者が異なる事で仕組みや会議を別にしてしまい、着地点がわからなくなる・・・。

“**共生社会**” = 同じ軸で考える



私たちの地域に限ってそんな“差別”や“偏見”はありません！

そんな声を良く耳にします。私たち専門職でも“差別”や“偏見”はないと言います。



差別とは、特別扱いしない事…

“差別解消法”ではどのように定義されているのでしょうか？

## 障害者差別解消法の概要（第1条）

参考：障害者基本法（抜粋）

（差別の禁止）

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

平成28年（2016年）9月26日

岩国市28年度障害者理解促進フォーラム  
又村氏資料より、一部抜粋

行政と民間の義務程度の違い

|       | 差別的取扱い | 合理的配慮       |
|-------|--------|-------------|
| 行政機関等 | 義務（禁止） | 義務（必ず提供）    |
| 民間事業者 | 義務（禁止） | 努力義務（提供を努力） |

平成28年（2016年）9月26日 岩国市28年度障害者理解促進フォーラム  
又村氏資料より、一部抜粋

法律ができて何が変わるのか？

法律が障害を理由とする差別の禁止  
ポイントは、以下の2点

- ①「不当な差別的取扱いの禁止」
- ②「合理的配慮の不提供」

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

- 正当な理由がなく…
- 障害を理由として…
- 財・サービスや各種機会の提供を拒否する…
- 場所や時間を制限する…
- 障害者でない人には付けない条件を付ける…
- そのことで、障害者の権利利益を侵害する行為

正当な理由の判断の視点

1. 個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益(例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止など)や行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断
2. 正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい



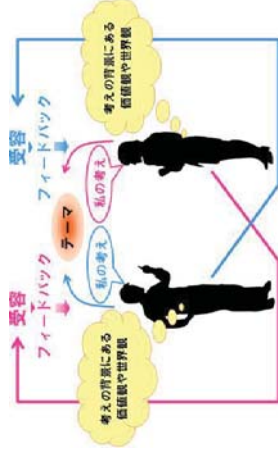
## 「合理的配慮の不提供」とは？

- 個々の場面において・・・
- 障害者から社会的障壁の除去を必要する旨の意思の表明があった場合・・・
- その実施に伴う負担が過重でないとき・・・
- 必要かつ合理的な配慮をしないことで・・・
- そのことで、障害者の権利利益を侵害すること

## つまりは・・・合理的配慮とは？

障害者を特別扱いする・・・ものではない。  
配慮する側とされる側、どちらか一方の立場が強くなる関係ではなく、等しく平等の関係を築くことができるように、無理のない範囲での調整を行うことが“合理的配慮”と呼ばれる。

必要なのは、“対話”



「ダイアローグ」(対話)のイメージ。2007年、東京都福祉局作成

## 過重な負担を判断する際の視点

1. 個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断  
事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)、実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)、費用・負担の程度、事務・事業規模、財政・財務状況
2. 過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい

平成28年（2016年）9月26日 岩国市28年度障害者理解促進フォーラム  
又村氏資料より、一部抜粋

## 少し、まとめてみます。

1. 法律は、行政機関・事業者による「不当な差別的取扱いの禁止」、「合理的配慮の提供」の義務（事業者は努力義務）を規定
2. しかし、その内容（「合理的配慮」はどのようなものか）はその場面、その人、その相手によっても異なる
3. 「不当な差別的取扱い」に思われることでも、「正当な理由」がある場合もある
4. 「合理的配慮」は、「過重な負担」になる場合は行われないこともある
5. 対応してもらえない場合は、理由を聞いたり、代替の提案するなどの「意思の表明」を行い、建設的な（前向きな）対話が必要
6. 法律には直接の罰則はない でも法が整備されたことが重要 事業所は「法律違反」であることを望んでいない。
7. この制度の成果は、事業者はもちろんだが、実は障害者一人一人の 自主的・積極的な活動も重要
8. 障害者がどんなことで困っていて、どのような支援を求めているのか、「意思の表示」等を通じて、対話を重ね、お互いに理解を深めていくことが、この法律を定着させ、“地域と共に”育っていくことにつながる

## 差別って何？



—ノ瀬メイ氏

リオデジャネイロパラリンピック水泳日本代表

## その人の暮らしとは・・・

### ノーマライゼーションの考え方

「障害者が**地域で普通の生活**を営むことを当然とする福祉の基本的考え。また、それに基づく運動や施策。」（広辞苑）



“**普通**”の生活とは？

### ノーマライゼーションの定義

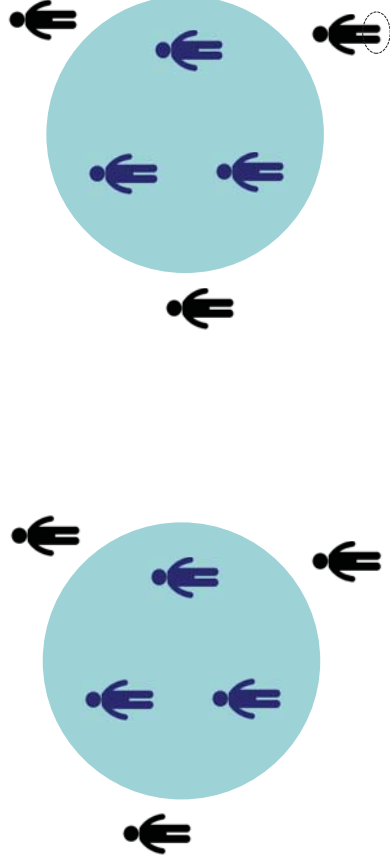
「毎日の暮らし、1週間の生活リズム、そして、生涯の各年齢に“**通常**”経験する生活体験を保証していく」



生涯の各年齢の“**通常**”の経験とは？



### ノーマライゼーションの“正しい”イメージ



## 権利擁護にどう取り組むのか

- 福祉従事者として、権利擁護に対して、どのように取り組んでいくのか？
  - ・ 津久井やまゆり園の事件を通して考える
- 施設の建物を同じ規模で建て直す。⇒ テロに屈しないと言う意思表示。
- メディアの在り方 ⇒ 容疑者の声が独り歩きするような報道。



### “障害者なんか知らない”

当事者・家族は、報道の在り方に不安を感じた。

容疑者と同じような思想を持つ人が同調し、襲ってくるのではないか・・・。

実名報道するかどうか？ ⇒ “こころない事を言われますよ”

実名報道を承諾する人はいなかった。



伝わり方や伝え方・・・意図的に行うことで結果が変わります。

考えなく発した言葉が虐待や差別につながることもあります。

## まとめとして

## 権利擁護にどう取り組むのか

- 相談支援専門員として、権利擁護に対して、どのように取り組んでいくのか？
  - ・ 津久井やまゆり園の事件を通して



“差別の解消”



障害があっても割り引いた暮らしをおくらない。

親であるがゆえに利益相反になる事もある事を理解。

“**意思決定支援**” ⇒ 総合支援法には規定があるが

介護保険法には規定なし。



意思意向あるなしではなく、

**意思が存在している事**を尊重する。



## 支援者の持つべき視点として

- 支援者視点とは、あくまで当事者の方を通して視た視点であるべき
- 専門性とは、すべての人にあるもの、自分の固定概念に固執するのではなく、良い意見は積極的に取り入りたいという謙虚な気持ちが重要
- グレーゾーンを考えるには、比較できる“土台”を持つ、それは、「絶対がない」ではなく「あるかもしれない」といつも振り返る

いつまでも歩みを止めずに目的を持ち続けてください。

ご清聴ありがとうございました。